

第 2 章

基 本 目 標 の 進 捗 状 況

「環境基本計画」に掲げている 5 つの基本目標の達成状況について、個別目標ごとの環境の現状や市の取組について報告します。

基本目標 1 豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり

1-1 谷津と台地を中心とした里山の保全

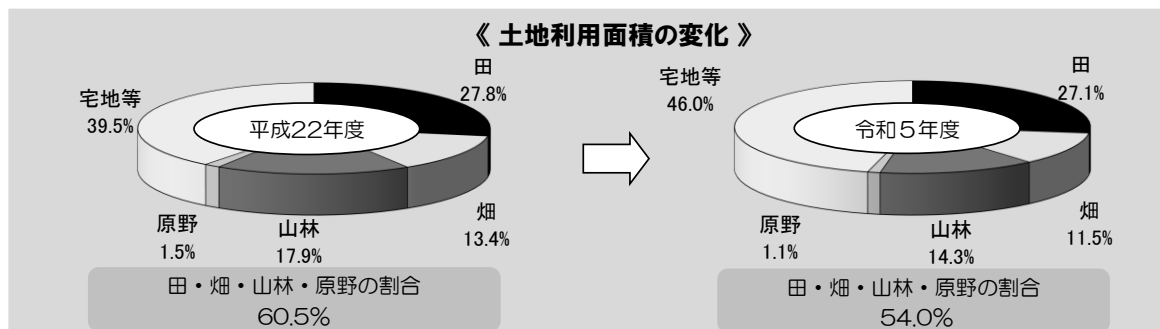
I 現況と課題

印旛沼・手賀沼をはじめとする水辺環境や谷津と台地を中心とした里山は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。谷津と台地を中心とした里山は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、下草刈り、山菜採りといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって植生が保たれ、継承されてきました。

しかし、近年は農家の後継者不足や産業構造の変化に伴う離農者の増加などにより、かつての農地が宅地等に転用されたり、遊休農地となることで人の手が入らなくなり生物多様性の低下を招くなど、本市の豊かな自然環境の保全・継承が課題となっています。

■ 土地利用の変化

令和5年度における田・畑・山林・原野を合わせた面積は市域の54.0%（66.9km²）を占めていますが、合併直後の平成22年度と比較すると、その割合は13年間で6.5ポイント減少し、宅地等に置き換わっていることが分かります。



備考）端数処理のため、合計は一致しません。

II 市の取組

① 樹林地・斜面林の保全

重点的な取組 1, 3

市内には人と自然との長年の関わり合いによって形成されてきた武西や結縁寺のような里山が多く残されています。この里山は樹林地、田畑、草地、水辺などいろいろな環境が混ざりあって、豊かな生態系を育む場としても注目されています。里山を代表とする自然環境は、様々な社会課題の解決につながるグリーンインフラとしての機能を有することから、市では、その多面的機能の積極的な活用を目指しています。

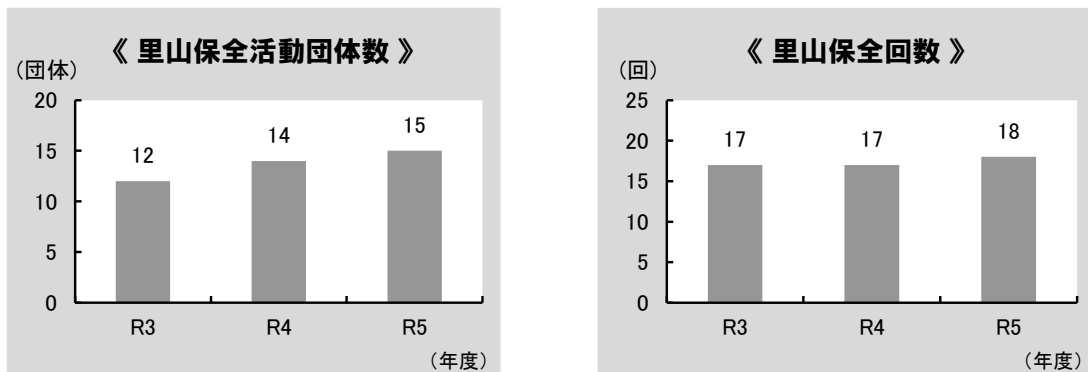
市では、市民参加による里山保全活動の充実を図るため、市民活動団体が実施する里山関連の行事を支援（広報掲載等）しています。



市内の里山風景

市民の森である「草深の森」は、市民の憩いの場として、ニュータウン地域のすぐそばに残された約 8.8ha の森林です。市では毎年、NP0*団体などと協力し、枯れ木の伐採などの維持管理作業を行い、整備してきました。また、武西の里山では、NP0 団体との協働により里山の保全作業や生物調査などを実施しているほか、別所谷津公園などにおいても、市民団体による里山保全活動が実施されています。

令和 5 年度における市内の里山保全活動団体数は 15 団体、市が実施した里山保全回数は草深の森や武西の里山、大森・別所の森を含めて 18 回でした。



備考)「里山保全回数」は、市が実施した里山保全回数をカウントしています。

市では、樹林地・斜面林の保全活動の担い手の確保や育成に向け、森林整備補助事業を実施しています。令和 5 年度は、市内在住 17 名の方を対象にチェーンソー及び刈払機の安全講習会を 1 回実施しました。また、大森小学校と教育センターにおいて森林・林業体験教室を実施しました。



森林・林業体験教室

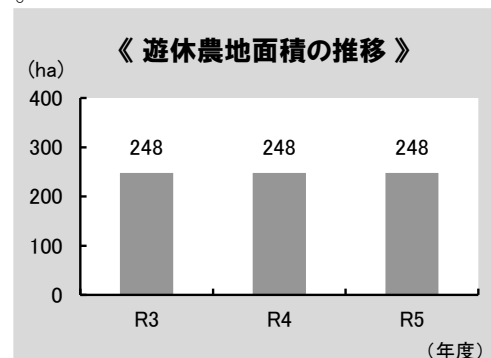
② 農地の保全 重点的な取組 1, 2

令和 2 年度の農林業センサスによると、本市の農業従事者数は 2,679 人、経営耕地面積は約 2,260ha で、農業は市の主要産業となっています。また、四季折々の田園風景は、本市を代表する景観を形成しています。

令和 5 年度における農地面積は本市の 38.6%を占めています。本市の農地面積は減少傾向にあり、農業者の高齢化や担い手の不足による農地の管理不足、農地の減少が課題となっています。また、住宅用地等への転用も進んでいます。

市では、優良な農地を保全するために継続的に農用地区域を指定しており、令和 5 年度は 3,099ha を指定しています。

また、遊休農地の発生防止のため、農地を貸したい方と借りたい方をつなぐ農地中間管理事業による支援を行っています。その結果、令和 5 年度における遊休農地面積は 248ha となっており、経年的にはほぼ横ばいです。



市では、農業の有する多面的機能の維持発揮を図るため、市内 13 団体に対し地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しました。

農地を保全していくためには、農業従事者だけでなく、多くの市民の協力が必要です。市では、農業者以外の方が野菜や花等を栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的とし、草深地区に「草深ふるさと農園」を開設しています。また、市内の農作物直売所に対して、加工促進及び販売促進に係る資材費の補助金交付を行いました。今後も、新鮮で安心な農産物の供給と農地の保全につながる「地産地消」を推進していきます。



草深ふるさと農園



農産物の地産地消を推進

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
里山保全活動団体数	12 団体	現状以上	15 団体	☆☆☆
里山保全回数	11 回	現状以上	18 回	☆☆☆
農振農用地面積	3,101 ha	現状維持	3,099 ha	☆
認定農業者及び認定新規就農者数	67 経営体	77 経営体	69 経営体	☆☆
遊休農地面積	251 ha	現状以下	248 ha	☆☆☆
多面的機能支払交付金交付団体数	11 団体	現状以上	13 団体	☆☆☆

備考)「里山保全回数」は、市が実施した里山保全回数をカウントしています。

「遊休農地面積」の基準年度(令和 2 年度)値は、耕作放棄地の定義の見直しに伴い、1 号、2 号遊休農地の数値を採用したため、「第 3 次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

《総評、今後の方向性》

市民活動団体との協働による里山の保全作業や生物調査を実施したほか、市民活動団体による里山関連行事の広報支援を行いました。今後も引き続き、市民・事業者・行政の協働による里山の保全・活用に向けた仕組みづくりの検討を進めます。

また、農業の有する多面的機能の維持発揮を図るため、地域の共同活動への支援や、農業従事者の減少による農地の荒廃を防ぐために、認定農業者及び認定新規就農者に対する支援等を行いました。今後も引き続き、農地等の地域資源の保全管理を推進していきます。

1-2 生きものの生息・生育空間の保全

I 現況と課題

市内の自然環境調査では、ホタル、サシバやキンランをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。一方で、カミツキガメやナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクなどの特定外来生物※が増加しており、本市特有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。また、イノシシ、ハクビシンやコブハクチョウなどの有害鳥獣による生活被害や農作物被害も増加しています。

本市の豊かな生態系を守っていくには、生きものの適切な管理に関する意識啓発や身近な自然と触れ合う機会の提供を通じて、生物多様性の有する機能や重要性を市民・事業者と広く共有することが必要です。

II 市の取組

① 生きものの生息・生育空間の把握

市では、市内の生きものの生息・生育状況を把握するため、5年に1回程度の頻度で自然環境調査を実施しています。直近の令和2年度に実施した調査では、植物967種、動物892種が確認されましたが、在来生物※の生息・生育を脅かす恐れのある特定外来生物もナガエツルノゲイトウなど植物5種、ウシガエルなど動物8種が確認されており、近年は確認種数に外来生物※が占める割合が高まってきている傾向があります。

令和5年3月に閣議決定された国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」も踏まえながら、30by30目標※の達成に資する本市における取組を検討していきます。

《 市内で確認された注目種 》



《 市内で確認された動植物 》

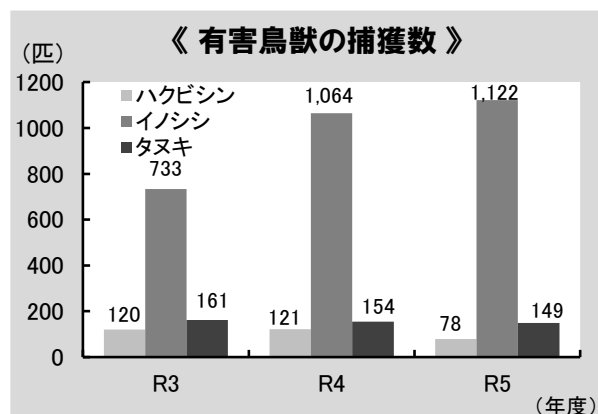
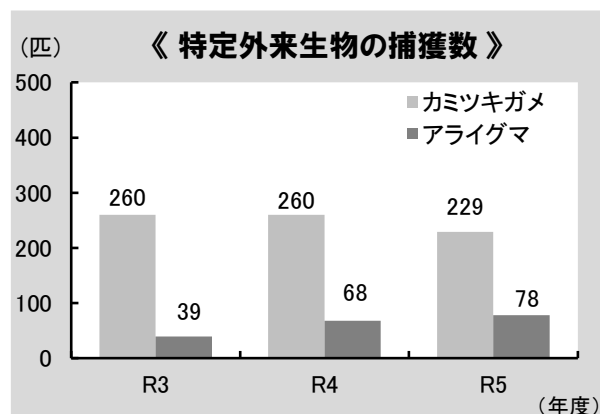
分類群	確認種数 (注目種数)	代表種
植物	142科 967種 (31科 55種)	スギナ、ヨモギ、セリ コナラ、イヌシデ、シラカシ ミズニラ、キンラン
哺乳類	8科 10種 (2科 2種)	モグラ、カヤネズミ タヌキ、イタチ、イノシシ
鳥類	35科 100種 (22科 48種)	シギ・チドリ類、カモメ類 ツバメ、モウキン類
爬虫類	6科 12種 (6科 10種)	クサガメ、アオダイショウ カナヘビ、ヤマカガシ
両生類	5科 8種 (4科 5種)	ニホンアマガエル、トウ キョウダルマガエル、アカ ハライモリ
昆虫類	183科 737種 (25科 39種)	オニヤンマ、モンシロチョ ウ、トノサマバッタ、カブト ムシ、ヤマトシリアゲ
魚類	9科 25種 (4科 7種)	オイカワ、モツゴ、タモロコ ドジョウ、ヌマチチブ

【出典】印西市自然環境調査(2020年度)

② 多様な生態系の保全

重点的な取組 1

市では、県や周辺自治体及び関係機関と協力して、野生動植物の生息・生育環境の保全や外来生物の移入防止などの取組を行っています。特に外来生物対策については、広報やホームページで外来生物に関する情報提供を実施しているほか、特定外来生物の捕獲作業を実施しています。令和5年度は229頭のカミツキガメと78頭のアライグマを捕獲しました。また、近年では野生動物による生活被害や農作物被害が増えていることから、市では、毎年ハクビシン、タヌキ及びイノシシなどの有害鳥獣を捕獲しています。



市では、市民が身近な自然環境や生きものに触れ合うことを通じて環境保全への理解を深める場として、「いんざい自然探訪」を開催しています。令和5年度は、自然探訪を3回開催し、参加者数は延べ33人となりました。また、NPO団体との協働により、「子ども里山学校」を3回開催しました。



いんざい自然探訪

③ 水辺環境の保全

本市は、湖沼やその支流など多様な水辺環境に恵まれています。市では、水辺とのふれあいの機会を提供するため、関係機関とともに水辺環境保全のためのイベントや河川の清掃活動を実施しています。

令和5年度は、手賀沼周辺において市民とともに湧水※調査、河川の水質・水生生物調査を行いました。

また、手賀沼統一クリーンデイの一環として、NPO団体や市民と協働で、亀成川において840kgのナガエツルノゲイトウの駆除を行いました。



市民との協働で手賀沼周辺の湧水調査・河川水質調査を実施

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標			基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
生息・生育種の 在来種の 生息・生育種数	植物		682	現状維持	—	—
	動物	哺乳類	8			
		鳥類	96			
		爬虫類	10			
		両生類	6			
		昆虫類	716			
		魚類	12			
生息・生育種の 外来種の 生息・生育種数	植物		285	現状以下	—	—
	動物	哺乳類	2			
		鳥類	4			
		爬虫類	2			
		両生類	2			
		昆虫類	21			
		魚類	13			

備考)「在来種の生息・生育種数」と「外来種の生息・生育種数」については、自然環境調査を5年に1回程度実施することとし、定期的に現状を把握しています。直近の自然環境調査は令和2年度に実施しました。

《総評、今後の方向性》

多様な生態系の保全に向け、特定外来生物の捕獲作業を実施するとともに、外来生物に関する情報提供を行いました。また、いんざい自然探訪を開催し、市民の環境保全意識の高揚を図りました。市民や市民活動団体との協働により、湧水調査や河川の水質・水生生物調査、清掃活動等を実施し、水辺環境の保全に努めました。

令和5年3月に閣議決定された国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」も踏まえながら、30by30目標の達成に資する本市の取組を検討していきます。

今後も、市の自然環境の現状と課題についての理解を深める場として、市民が自然環境と触れ合える機会の充実を図ります。

1-3 暮らしと自然のつながりの確保

I 現況と課題

本市には、里山をはじめとする自然・田園風景が広がっていると同時に、千葉ニュータウンを中心とした市街地では、まちづくりを通じて都市公園や街路樹などの身近な緑が保全・創出されています。さらに、市内各所に見られる社寺や木下貝層※をはじめとする指定文化財、その周辺に残る社寺林や屋敷林などは、人と自然が関わりあい形づくってきた文化・歴史景観を示しています。

今後も、市民が住み続けたいと思えるまちとするためには、本市特有の景観を継承・向上させ、暮らしの中で樹木や草花などの緑を身近に感じられるまちづくりを行い、地域への愛着や誇りを醸成していくことが重要です。

II 市の取組

① 自然と調和したまちづくり

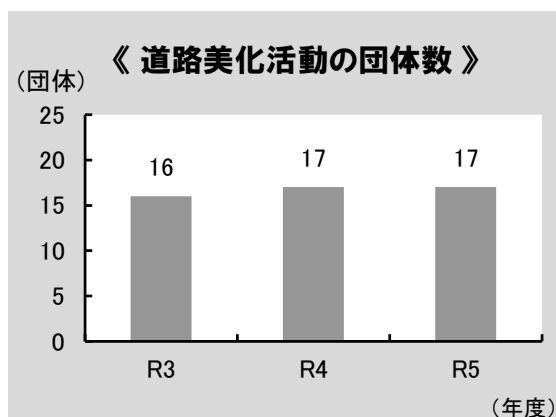
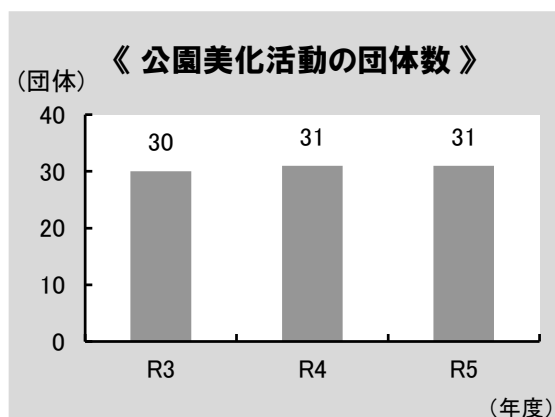
重点的な取組 1, 3

市では、うるおいのある美しいまちの創成を目指し、市の花であるコスモスの種を市民団体等に配布する「花いっぱい運動」を推進しています。令和5年度は、小中学校や幼稚園・保育園、市民団体等、市民個人に種を配布し、市内各所にコスモスを咲かせることができました。公園の美化・環境保全等については、市内の都市公園の清掃などを実施する美化活動団体に対し、清掃用具・花苗・種子等の支給を行っています。令和5年度の公園美化活動の団体数は31団体となりました。



花いっぱい運動の推進

また、道路環境の整備については、市が管理する道路等を管理（清掃や植栽の手入れなど）する団体に対し、除草・清掃に必要な用具の貸与、ごみ袋・花種・花苗等の支給を行っています。令和5年度の道路美化活動の団体数は17団体となりました。



市では、「印西市景観計画※」に基づき、本市の原風景である里山や、広大な田園などの緑あふれる景観の保全、それらを活かした景観まちづくりを推進しています。令和5年度は、市の特性を活かした景観まちづくりの推進に向けた取組・活動を検討するため、「景観まちづくり市民懇談会」を開催しました。また、令和2年4月に策定した「印西市公共施設景観形成ガイドライン」に基づき、公共施設の整備・管理者より、協議・通知を受け、良好な景観の誘導を図りました。

市内で開発行為を行う事業者に対しては、印西市開発事業指導要綱に基づき事業区域面積の5%以上の緑地を設けるよう指導しているほか、戸建住宅開発の際にも各区画に生垣等の植栽を積極的に行うよう要請しています。

② 歴史・文化の保全

市では、郷土伝統文化の継承・公開や史跡整備・活用事業などを通じて郷土意識の涵養を図り、社寺やその周辺に残る社寺林・屋敷林など本市特有の風景の保全に努めています。

市及び教育委員会では、貴重な文化財を火災などの災害から守るため、毎年、文化財防火デーに合わせて訓練を実施しています。令和5年度は、地蔵寺薬師堂にて文化財防災訓練を実施しました。



文化財防災訓練

また、道作古墳見学会や木下貝層貝化石採集観察会などのイベントを実施し、135人が参加しました。このほか、文化財の保護対策として、印旛歴史民俗資料館や木下交流の杜歴史資料センターにおいて、郷土資料の収集、保管及び展示公開を行っています。



印旛歴史民俗資料館

印旛歴史民俗資料館は本市の各種歴史資料の調査研究・収集・保管・活用等の事業を通じて市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するために設置されました。



木下交流の杜歴史資料センター

木下交流の杜歴史資料センターは、市民の歴史及び文化に対する理解と認識を深めるとともに、市民のふるさと意識の醸成と相互交流を図ることを目的とし設置されました。

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環 境 指 標	基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
公園美化活動の団体数	26 団体	29 団体	31 団体	☆☆☆
道路美化活動の団体数	15 団体	現状以上	17 団体	☆☆☆
文化財指定数	49 件	現状以上	49 件	☆☆☆

《総評、今後の方向性》

市の花であるコスモスの種を各団体及び市民に配布し、花のある美しいまちづくりに貢献することができました。また、公園美化活動に登録いただいている団体には、花苗等を提供したほか、活動に必要な用具等の支給を実施し、適切に支援を行うことができました。今後も引き続き、みどりのあるまちづくりの推進及び都市公園の適切な維持管理に努めていきます。

街路樹等の植栽帯については、今後も継続して適正な管理に努めていきます。

「印西市景観条例」に基づき、周辺の景観に影響を与える一定規模の行為について、届出制度を運用し、市の良好な景観の誘導を図りました。また、景観まちづくりに関するオンライン会議・セミナーに参加し、専門的な知識・技術の習得に努めました。引き続き、開発行為や宅地造成工事などの許可等に際しては、法令等に基づき、適正な土地利用を図るよう誘導・指導していきます。

文化・歴史の保全に関しては、文化財の周知・普及の一環として道作古墳見学会及び貝化石採集観覧会を実施しました。また、印旛歴史民俗資料館の運営、木下交流の杜歴史資料センターでの公文書や地域資料の保存に努めるとともに、地域の歴史に触れ、郷土の理解を深めるため、『印西市史 通史編4 近現代』を刊行しました。市民アカデミーのプログラムの中では、史跡を数多くめぐり、文化財の保存や地域の環境について理解を深めました。

基本目標 2 安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり

2-1 良好な生活環境の保全

I 現況と課題

良好な生活環境は、安全・安心な暮らしや持続可能な社会の基盤となるものです。市では、大気や水質、騒音などについて、調査・監視・指導を継続するとともに、適切な指導を行うことで、生活環境の保全に努めています。また、公共下水道の整備、公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の普及などの対策を実施してきました。

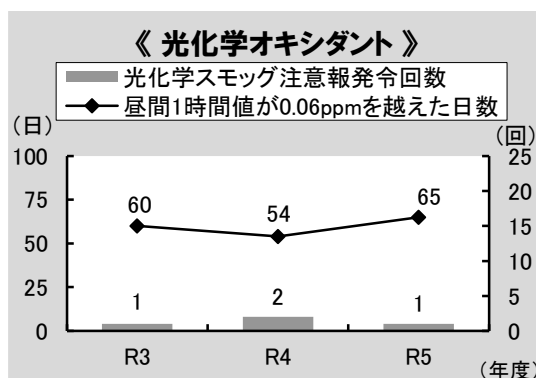
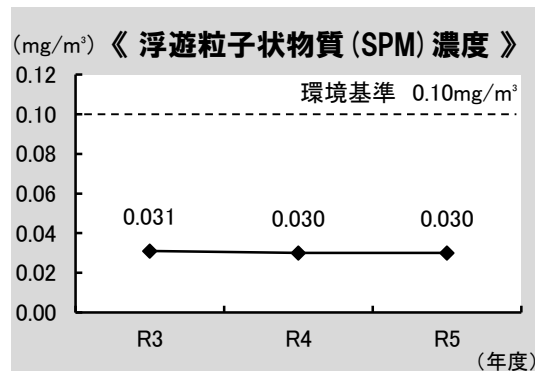
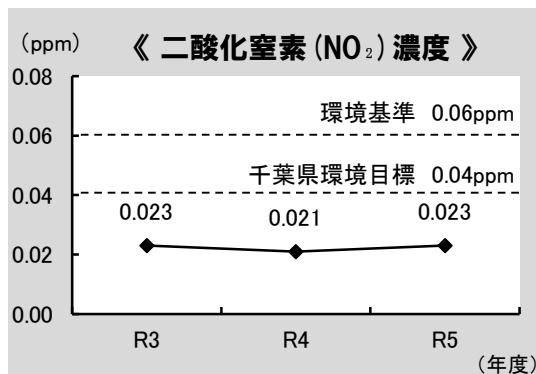
今後も引き続き定期的な調査や寄せられた苦情などをもとに、発生源へ適切な指導を行う必要があります。

II 市の取組

① 大気環境の保全

千葉県が設置する一般環境大気測定局※（高花地区）では大気質を常時監視しています。二酸化窒素や浮遊粒子状物質が環境基準を達成している一方、光化学オキシダント※は環境基準を達成していません。令和5年度には光化学スモッグ注意報が1回発令されました。光化学スモッグ注意報の発令時には、防災無線、防災メール、教育機関等へのFAX等で注意喚起を行っています。

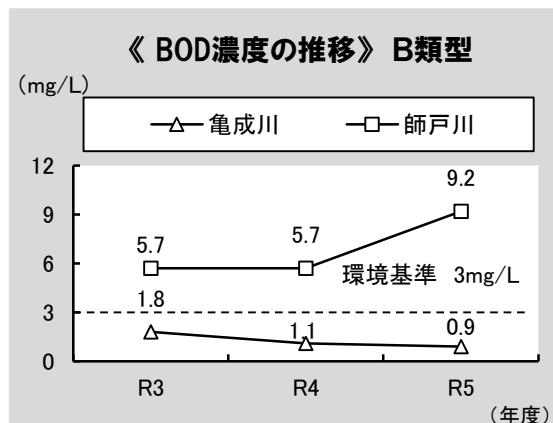
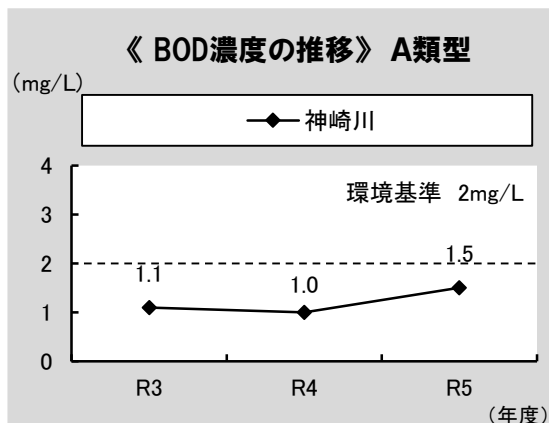
大気汚染の主な原因は、工場・事業場や自動車からの排出ガスです。市では、環境にやさしい運転方法であるエコドライブ※やアイドリングストップについて、ホームページを通じて普及啓発を行っています。



備考) 光化学オキシダントの環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であることです。なお、印西地域の光化学スモッグ注意報は、印西高花、我孫子湖北台、白井七次台、栄安食台の各測定局で昼間の1時間値が0.12ppmを超えると発令されます。

② 水・土壌環境の保全

市では、市内 9 河川で年 4 回の水質測定を実施しています。そのうち神崎川と亀成川の BOD 濃度は目標を達成したものの、師戸川は目標を達成できませんでした。この理由として、周辺環境の影響が考えられます。

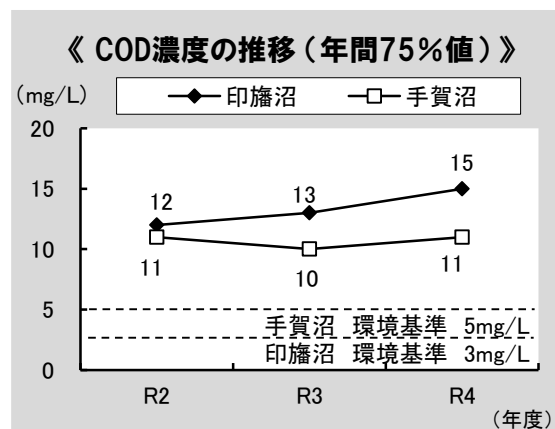


備考) 河川の BOD 濃度は、市が実施した水質測定の結果を示しています。水質汚濁防止法の規定に基づく、公共用水域の水質測定点とは異なります。

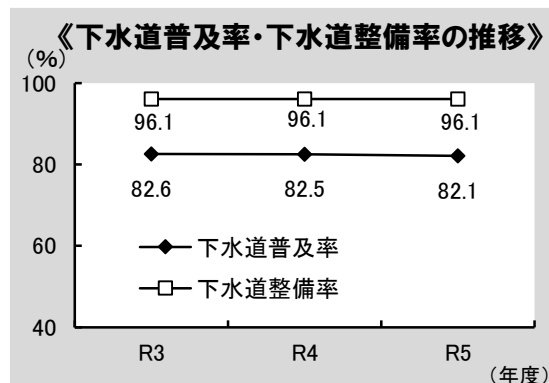
A類型: 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの)、水産1級(ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用)、水浴及びB類型以下に掲げるもの。

B類型: 水道3級(前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの)、水産2級(サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用)及びC類型以下に掲げるもの。

身近な水辺として親しまれている印旛沼と手賀沼の水質は 1990 年代に比べると大幅に改善されましたが、依然として COD 濃度が環境基準値を大幅に超過しており、令和 3 年度における全国の湖沼の COD 平均値は、手賀沼がワースト 5 位、印旛沼がワースト 2 位という結果でした。市では、千葉県と流域市町、利水団体等により構成される印旛沼水質保全協議会や手賀沼水環境保全協議会と協働して、水質浄化・周辺環境の保全に取り組んでいます。



市では、河川及び湖沼の水質を改善するため、公共下水道事業計画に基づき公共下水道が未整備となっている区域の計画的な整備を進めるとともに、処理区域内の水洗化に努めています。令和 5 年度の下水道普及率は 82.1%、下水道整備率は 96.1%となりました。



公共下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置を補助しています。令和5年度の補助件数は90件であり、合併処理浄化槽普及率は86.2%となりました。合併処理浄化槽は、設置後も適切に維持管理していくことが重要です。市では、設置後5年を経過した補助対象者に対して、簡易水質調査を実施しました。今後も引き続き公共下水道が整備されていない地区における高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置後の維持管理の必要性を周知徹底していきます。このほか、市では、生活排水対策及び資源の循環利用対策として、廃食用油の回収を実施しています。令和5年度は市内15箇所を回収場所とし、計6,120kgを回収しました。

適正な水循環を図るため、事業者に対しては、開発行為等事前協議において、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置について協力を依頼しました。また、市道の歩道整備にあたり、透水性舗装※を採用することで地下水のかん養※を図り、令和5年度は2,463m²を透水性舗装により整備しました。令和5年度の地下水の水質汚濁の調査では、2地点中2地点で環境基準を達成しました。

本市は都心に近いといった地理的条件や、農地や樹林地が多く残る環境であることにより、不法な残土埋め立てのリスクが高い地域です。市では、土砂の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、特定事業の申請者に法令遵守を徹底させるとともに、市内の監視パトロールを実施しています。令和5年度は123回の残土パトロールを実施し、相談・指導件数は46件でした。令和5年度の土壌汚染の調査では、1地点中1地点で環境基準を達成しました。

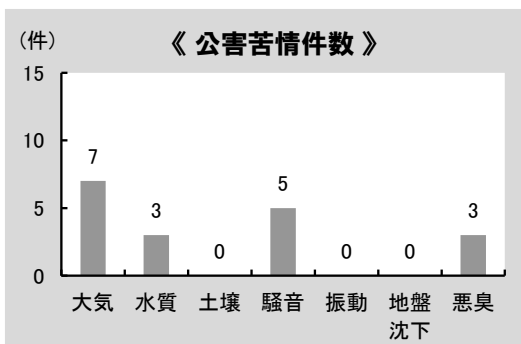
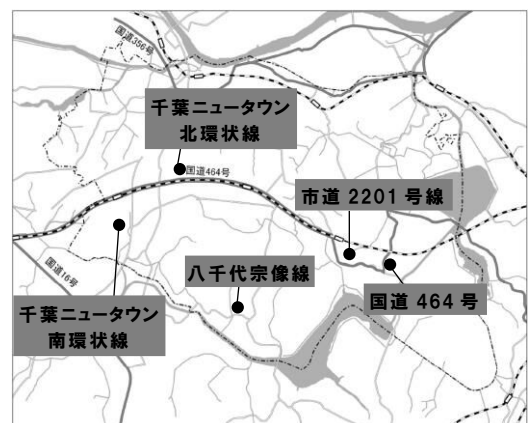
③ 騒音・振動・悪臭の防止

市では、主要幹線道路において定期的に道路交通騒音の調査を実施しています。令和5年度の道路交通騒音の測定地点は、国道464号、千葉ニュータウン北環状線、千葉ニュータウン南環状線、八千代宗像線、市道2201号の5地点を対象として実施し、調査全地点で環境基準を達成しました。

事業所・商業施設、建設作業を発生源とする騒音・振動については、特定施設や特定建設作業の届出を通じて指導を行っています。令和5年度の苦情件数は5件でした。一方、生活騒音に関する相談は5件寄せられ、市民へ生活騒音に関するリーフレットなどを配布してモラル向上を図っています。

令和5年度は、大気に関する苦情件数は7件、騒音に関する苦情件数は5件、水質・悪臭に関する苦情件数は3件となっており、前年度（令和4年度）と比較して全体的に件数が減少していました。

《 道路交通騒音の測定地点 》



Ⅲ 環境指標の状況と評価

環 境 指 標	基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
二酸化窒素(NO ₂)濃度	0.024 ppm	千葉県環境目標値 (0.04 ppm)以下を維持	0.023 ppm	☆☆☆
浮遊粒子状物質(SPM) 濃度	0.038 mg/m ³	環境基準 (0.10 mg/m ³)以下を維持	0.030 mg/m ³	☆☆☆
光化学スモッグ注意報発 令回数	0 回	現状維持	1 回	☆
亀成川の BOD 濃度	2.0 mg/L	環境基準 (3 mg/L)以下を維持	0.9 mg/L	☆☆☆
神崎川の BOD 濃度	0.9 mg/L	環境基準 (2 mg/L)以下を維持	1.5 mg/L	☆☆☆
師戸川の BOD 濃度	6.8 mg/L	環境基準 (3 mg/L)以下を維持	9.2 mg/L	☆
印旛沼の COD 濃度	12.0 mg/L	環境基準 (3 mg/L)以下を維持	mg/L	■
手賀沼の COD 濃度	11.0 mg/L	環境基準 (5 mg/L)以下を維持	mg/L	■
地下水の水質汚濁に係る 環境基準(28 項目)	調査 2 地点全項目 基準を達成	全調査地点・ 全項目の基準達成	調査地点 2 地点のうち 2 地点で基準を達成	☆☆☆
下水道普及率	83.0 %	85.0 %	82.1 %	☆
下水道整備率	96.0 %	現状以上	96.1 %	☆☆☆
合併処理浄化槽普及率	82.8 %	現状以上	86.2 %	☆☆☆
合併処理浄化槽設置基数 (補助対象分累計)	3,588 基	4,160 基	3,892 基	☆☆
土壌の汚染に係る 環境基準(29 項目)	調査 3 地点全項目 基準を達成	全調査地点・ 全項目の基準達成	調査地点 1 地点のうち 1 地点で基準を達成	☆☆☆
道路交通騒音測定値	調査 4 地点で 環境基準を達成	全調査地点・ 全項目の基準達成	調査地点 5 地点のうち 5 地点で基準を達成	☆☆☆

備考) 河川の BOD 濃度は、市が実施した水質測定の結果を示しています。水質汚濁防止法の規定に基づ
く、公共用水域の水質測定点とは異なります。

《総評、今後の方向性》

河川の水質については、師戸川における BOD 濃度が、基準年度と比較して悪化しており、依然として環境基準を超過しています。水質環境保全のための取組みを引き続き実施していくとともに、関係機関と連携を図りながら、改善に努めていきます。

地下水の水質汚濁及び土壌の汚染については、いずれも調査全地点で全項目の環境基準を達成できました。また、道路交通騒音についても、調査全地点で環境基準を達成できました。今後も引き続き、良好な生活環境の保全のためのモニタリングを継続していきます。

公共下水道事業計画区域における汚水施設の整備に関しては、市街化区域の整備が概成し、下水道の整備率は 96.1%となっています。現在は、市街化調整区域の汚水施設整備を推進していますが、地域の現状として浄化槽による汚水処理が進んでいることから、当面、下水道施設の老朽化対策や地震対策工事を優先的に進める方針としています。

2-2 有害化学物質対策の推進

I 現況と課題

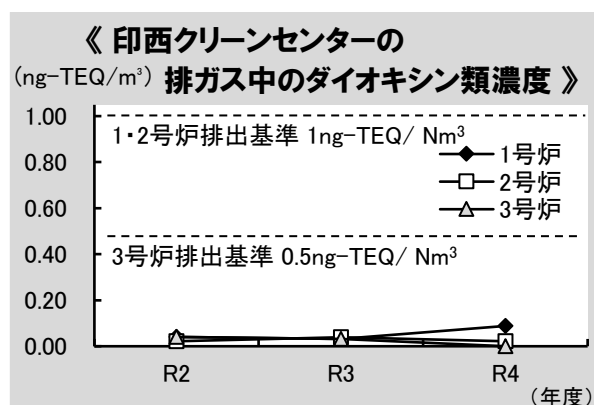
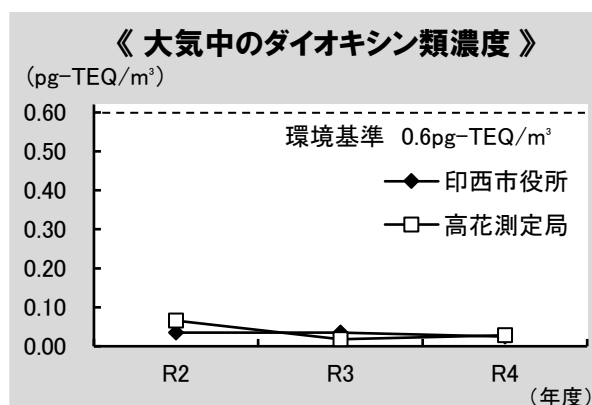
私たちの生活は様々な化学物質に囲まれており、そうした化学物質は暮らしを便利で快適にする一方で、適切に管理されないことで人の健康や動植物に悪影響を及ぼすものや、廃棄物の焼却過程などでダイオキシン類を発生させる有害なものもあります。本市では県や周辺市町、印西地区環境整備事業組合などと連携し、有害化学物質の監視を行っています。

今後も引き続き有害化学物質の発生源における監視・指導を行い、安全・安心な暮らしの確保に努めるとともに、有害化学物質に係る市民・事業者への情報提供として測定結果の公表を行っていきます。

II 市の取組

① 有害化学物質の適正管理

市では、大気中のダイオキシン類濃度を定期的に調査しており、令和5年度はいずれも環境基準を達成しました。また、印西クリーンセンターの排ガス中のダイオキシン類濃度も、排出基準を下回っています。

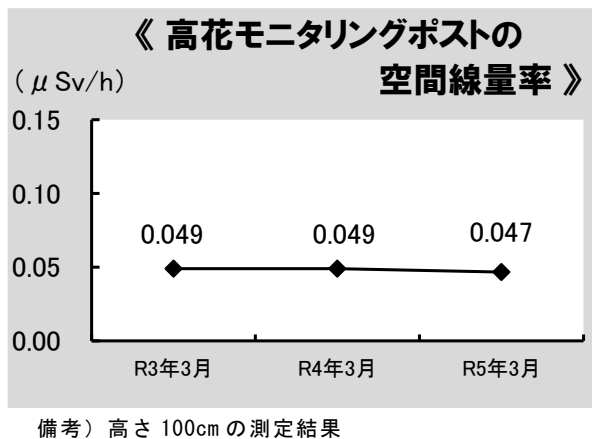


市では、印西クリーンセンターや事業所の適正な汚染対策を監視・指導しています。また、市民に対しても、住宅地での農薬散布についてホームページで注意を促すなど、情報提供に努めています。

有害な化学物質の排出・移動は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律※」に基づいて監視されており、特定化学物質を扱う事業者には、その排出量と事業所外への移動量を把握し、国に届け出ることが義務付けられています(PRTR制度)。本市における令和4年度の届出数は13事業所で、合計排出量は3,932kg、合計移動量は16,620kgでした。なお、千葉県全体では届出数1,196事業所、合計排出量4,231t、合計移動量10,435tとなっています。

② 放射性物質に対する安全・安心の確保

放射性物質※による環境汚染に対しては、国や県など関係機関と連携しながら除染等の対策を進めてきました。市民が安心して生活できる環境づくりのため、市では東日本大震災※当初から公共施設等で空間線量率の測定を行い、結果を広報やホームページ等で公表しています。空間線量率は年々低下しており、令和5年度は、測定を行った193箇所において、国が示す基準値 $0.23 \mu\text{Sv}^*/\text{h}$ を超える箇所はありませんでした。



空間線量率の測定作業

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
ダイオキシン類 大気環境濃度	印西市役所 0.035 pg-TEQ/m ³ 印西高花測定局 0.066 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 を維持(環境基準)	印西市役所 0.030 pg-TEQ/m ³ 印西高花測定局 pg-TEQ/m ³	
印西クリーンセンターにお けるダイオキシン類測定 値	1 号炉 0.041 ng-TEQ/Nm ³	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 を維持(排出基準)	1 号炉 0.067 ng-TEQ/Nm ³	☆☆☆
	2 号炉 0.022 ng-TEQ/Nm ³		2 号炉 0.025 ng-TEQ/Nm ³	
	3 号炉 0.040 ng-TEQ/Nm ³	0.5 ng-TEQ/Nm ³ 以下 を維持(排出基準)	3 号炉 0.0038 ng-TEQ/Nm ³	☆☆☆
公共施設における空間 放射線量達成率	全地点の基準達成 (172 地点)	全地点の基準達成	全地点の基準達成	☆☆☆

備考)「印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値」は、印西地区環境整備事業組合の提供資料によります。なお、3 号炉については「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が 0.5 ng-TEQ/Nm^3 以下と定められています。

《総評、今後の方向性》

ダイオキシン類濃度の測定値は、環境基準及び印西クリーンセンターにおける排出基準を下回りました。今後も引き続き、環境調査を実施し、監視・公表を行います。

放射性物質のモニタリング調査については、市内公共施設の空間放射線量を測定しています。その結果、基準値である毎時 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える箇所はありませんでした。今後も引き続き、モニタリングを継続し、市民・事業者への情報提供を図ります。

基本目標 3 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり

3-1 不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進

I 現況と課題

本市は豊かな自然や田園風景が多い一方で、山林の道路脇など人目につきにくい場所での不法投棄が見受けられます。ごみの不法投棄やポイ捨てによる景観や自然環境、生活環境への悪影響は無視できません。また、不法投棄を処理せずに放置していると「捨てやすい環境」と捉えられ、さらなる不法投棄の要因となる傾向があります。

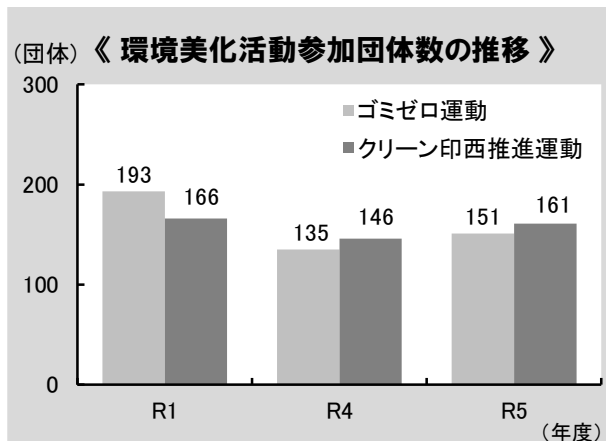
不法投棄やポイ捨ての抑制・防止に向けては、ごみがなく、手入れされていることが感じられる「捨てられにくい環境づくり」が重要です。市民・事業者と連携した清掃活動を通じて、身近な地域の環境を清潔に保つ意識を育むとともに、市民との連携体制の構築など、より一層の監視体制の強化を図っていきます。

II 市の取組

① 環境美化活動の推進

市では、環境美化意識の向上を図るため、市民団体や事業者と協力して、年 1 回の「ゴミゼロ運動」、毎月 1 回の「クリーン印西推進運動」などの活動を実施しています。ゴミゼロ運動は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い令和 2・3 年度は中止となりましたが、令和 4 年度から再開しました。令和 5 年度の参加団体数は延べ 151 団体、参加者は延べ 22,868 人、合計 17,840kg のごみが回収されました。各参加団体数は、基準年度（令和元年度）値を下回っていますが、前年度（令和 4 年度）値と比較すると増加しており、目標値に近づいています。今後も引き続き、市民の環境美化意識の向上を図っていく必要があります。

個人のモラルに関わる問題でもあるポイ捨てについて、市では、歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の適正な運用を図り、環境美化意識の向上を図っています。令和 5 年度は、重点区域での啓発やパトロールを実施し、禁止行為の指導件数は 111 件、過料件数は 0 件でした。



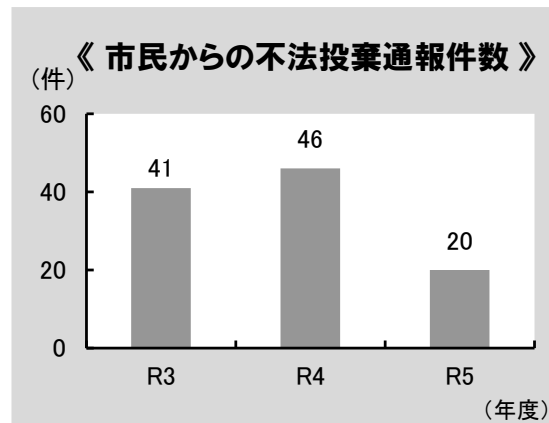
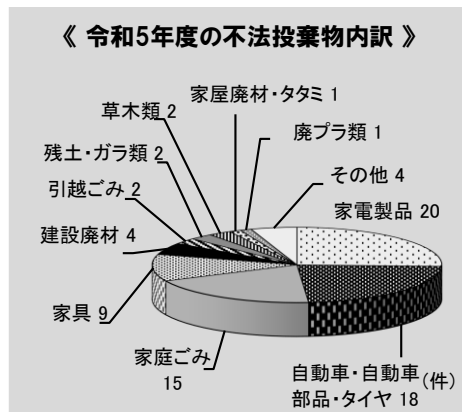
クリーン印西推進運動を実施

② 不法投棄の未然防止

市では、広報やホームページで不法投棄に関する罰則や通報先などの情報提供を行っているほか、啓発看板の貸与を実施しています。令和5年度は小型監視カメラ50台に加え、固定式監視カメラ15台、移動式監視カメラ20台を運用し、監視やパトロール、広報等による啓発を実施したほか、関係機関との連携を強化し、警察へ1件、印旛地域振興事務所へ1件の通報を行いました。また、夜間の不法投棄パトロールを実施しており、令和5年度は委託によるパトロールを100回、市職員による夜間パトロールを7回実施しました。

不法投棄物の内訳をみると、家電製品や自動車・自動車部品・タイヤなどが多いことがわかります。不法投棄物は市民からの通報により発見されるものも多く、市民による監視の目が不法投棄の抑止や早期発見につながります。市民からの不法投棄通報件数については、令和5年度は20件であり、前年度（令和4年度）の半数以下となっていました。

不法投棄を防ぐためには、土地の適切な管理を行うとともに、市民・事業者・市が協力して、不用品の適正な排出やリサイクル等に努め、不法投棄されにくい環境を作る必要があります。



Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (R2年度現状)	中間目標 (R8年度)	R5年度実績	評価
ゴミゼロ運動参加団体数	193 団体 (R1)	195 団体	151 団体	☆
クリーン印西推進運動参加団体数	166 団体 (R1)	現状以上	161 団体	☆
市民からの不法投棄通報件数	59 件	40 件	20 件	☆☆☆

備考)「ゴミゼロ運動参加団体数」と「クリーン印西推進運動参加団体数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

クリーン印西推進運動に関しては、実施団体がほぼ定着しつつあり、基準年度の数値に近づいています。ゴミゼロ運動に関しては、基準年度の数値には達していない状況ですが、令和4年度に比べ増加しています。今後も引き続き、市民の環境美化意識の向上を図っていきます。

不法投棄通報件数に関しては、不法投棄の件数自体が減少したことから、連動して通報も減少しました。

3-2 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

I 現況と課題

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動は、私たちに快適な生活環境をもたらす一方で、地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など環境に大きな負荷を与えています。本市では、人口や事業所の増加により、ごみ排出量は増加傾向にありますが、1人1日当たりのごみ排出量は、全国の平均値を下回っています。

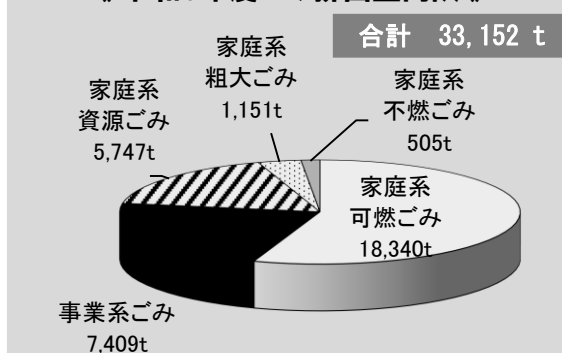
今後も引き続きごみの減量化・資源化に向けて 3R (Reduce: ^{リデュース}ごみの発生抑制、Reuse: ^{リユース}再使用、Recycle: ^{リサイクル}再生利用) 運動の更なる推進に取り組むとともに、プラスチックの使用削減及び食品ロス問題について、市民・事業者・行政と連携のもと取組を推進していきます。

■ ごみの排出状況

令和5年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は817gとなり、前年度の851gから34g減少しました。ごみ排出量の内訳をみると、家庭系可燃ごみが最も多く、全体の5割超を占めています。

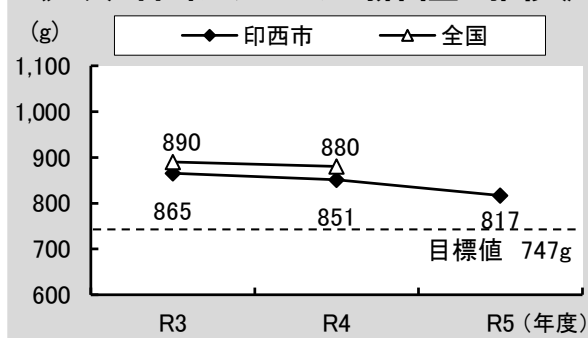
令和5年度のごみ質分析結果をみると、厨芥類は15.4%、プラスチック類は34.3%を占めています。

《令和5年度ごみ排出量内訳》

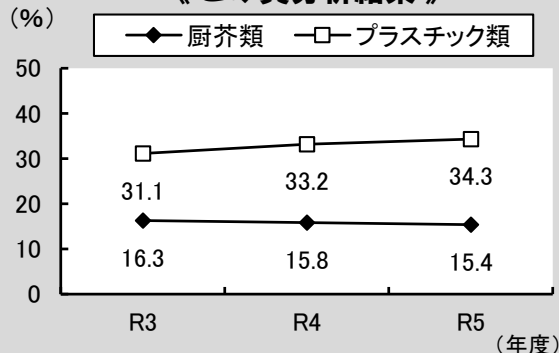


備考) 端数処理のため、合計は一致しません。

《1人1日当たりのごみの排出量の推移》



《ごみ質分析結果》



備考) 印西クリーンセンターにおいて測定した燃やすごみの乾燥重量比を示しています。

II 市の取組

① ごみの発生抑制

重点的な取組 2

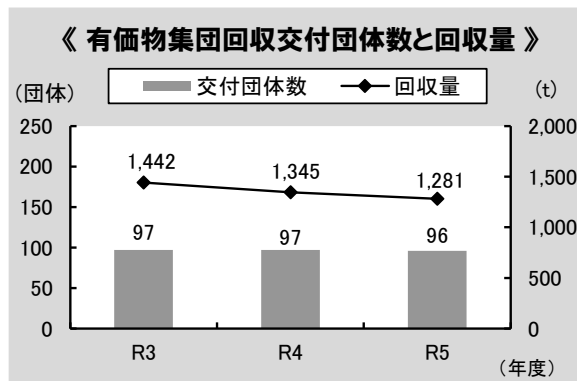
ごみの資源化や適正処理はもちろん重要ですが、最も優先されるべき取組は「ごみを出さないこと」です。市では食品ロス削減のため、広報や食品ロス削減協力店の募集、フードドライブ事業の周知協力を行い、令和5年度の協力店登録は14店となりました。また、家庭ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器等購入費補助金事業や廃棄物減量機器貸出事業を実施しています。令和5年度は生ごみ処理容器等については126基への補助を行い、剪定枝粉碎機については14件の貸し出しを行いました。

② ごみの分別・リユース・リサイクル

重点的な取組 2, 3

ライフスタイルを転換し、極力出すごみを減量したあとは、出たごみを適正に分別していくことが重要です。令和5年度はごみ減量化等説明会を2回(86人)開催するとともに、各地域から推薦のあった廃棄物減量等推進員を110人委嘱し、啓発に努めました。また、「ごみ・リサイクル施設見学会」の開催を通して、ごみ減量化・リサイクルに関する学習機会の提供に努めました。なお、令和5年度の「いんざい環境フェスタ」は、天候不良のため、市のホームページにて、参加団体による動画公開として行いました。

廃棄物の回収と再資源化に関する施策としては、廃食油や使用済小型家電の回収に加え、有価物集団回収奨励金事業*を引き続き実施し、市民の自発的なリサイクル活動を支援しました。資源物やごみの分け方・出し方などの情報については、スマートフォン対応アプリ「さんあ〜る」で配信し、分かりやすく情報提供しています。令和5年度間のアプリ利用者の増加数は2,158人、アプリ配信累計登録者数は13,826人となりました。



ごみ減量化等説明会

③ 適正なごみ処理の体制整備・推進

市の廃棄物は、印西地区環境整備事業組合の印西クリーンセンターや一般廃棄物最終処分場などにより、安全かつ安定的に処理されています。同組合では焼却施設の老朽化に伴う施設更新が進められており、新クリーンセンターの建設に向け、地域住民の理解を得ながら整備事業に着手しているところです。

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (R2年度現状)	中間目標 (R8年度)	R5年度実績	評価
1人1日当たりのごみ排出量	884 g	747 g	817 g	☆☆
生ごみ処理容器等購入費補助 交付基数	87 基	現状以上	126 基	☆☆☆
ごみ減量化等説明会実施回数	19 回(R1)	現状以上	2 回	☆

備考)「ごみ減量化等説明会実施回数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

1人1日当たりのごみ排出量は、基準年度と比較して減少しているものの目標値には達していません。今後も引き続き、広報紙やホームページ、各種事業などを通じて、普及・啓発に努めていく必要があります。

基本目標 4 カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり

4-1 温室効果ガスの排出抑制

I 現況と課題

本市は、都心や成田国際空港へのアクセスが良く、特に千葉ニュータウン地域は住宅や大型商業施設、物流の拠点施設、データセンターなどが集積しており、人口増加や企業立地が進んでいます。これらの人口増加や企業立地に伴い、温室効果ガス排出量も増加傾向にあります。

そのため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大、環境にやさしい交通環境の充実など、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を強化していく必要があります。

■ 温室効果ガス排出量の推移

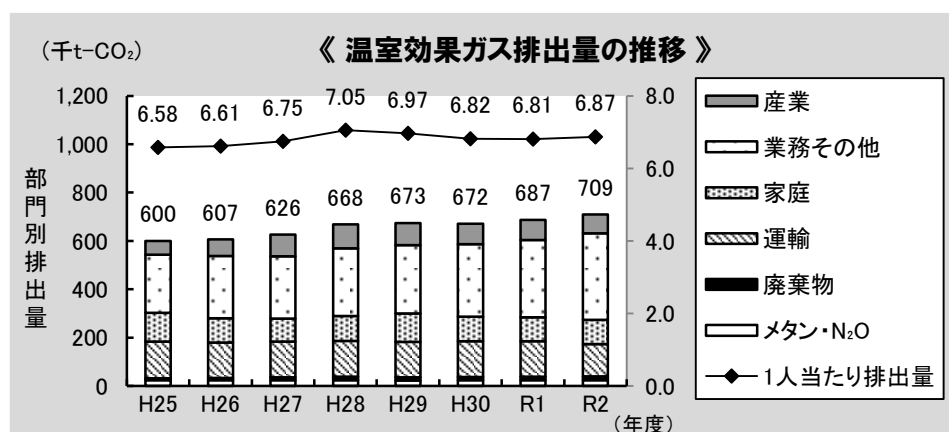
印西市域における平成 25 年度から令和元年度の部門別温室効果ガス排出量は表のとおりです。令和 2 年度の温室効果ガス排出量は、合計で 709.1 千 t-CO₂ となり、基準年度（平成 25 年度）値と比較して増加しました。1 人当たりの排出量は、6.87 千 t-CO₂/人となっていました。

本市の温室効果ガス排出量を部門別にみると、業務その他部門の排出量が最も多く、全体の 5 割以上を占めています。業務その他部門に次いで運輸部門、家庭部門の排出量が多くなっています。

印西市域における部門別温室効果ガス排出量（単位：千 t-CO₂）

年度 部門	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R2 構成比
産業	56.8	69.1	89.8	98.8	91.1	85.4	83.8	78.2	11%
業務その他	240.3	258.1	258.3	280.2	281.9	299.8	319.5	358.1	50%
家庭	119.0	99.5	94.9	102.9	117.5	101.4	99.5	99.6	14%
運輸	151.8	146.6	147.2	147.9	147.8	147.6	146.7	133.6	19%
廃棄物	8.2	9.3	12.6	14.5	12.0	14.3	14.3	16.5	2%
メタン、N ₂ O	24.0	24.0	23.6	23.5	23.1	23.1	23.4	23.2	3%
合計	600.1	606.6	626.4	667.9	673.3	671.6	687.3	709.1	100%

備考）平成 25 年度～令和元年度の温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和 6 年 4 月、環境省）に基づいて算定し直したため、「第 3 次印西市環境基本計画」及び過年度の印西市環境白書に掲載した値とは異なります。



II 市の取組

① 省エネルギーの推進

重点的な取組 3

省エネルギー化を推進するためには、一人ひとりがどれほどのエネルギーを利用しているのかを知り、日々の行動を見直すことが重要です。

市では、広報やホームページを利用して、環境家計簿の普及に努めました。環境家計簿は、家庭における光熱費やエネルギーの使用状況を把握することで家庭から排出される二酸化炭素量※をチェックし、省エネ意識を育むものです。

また、地球温暖化防止に向けて、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を通じて、家庭における省エネルギー設備等の導入促進を図っています。令和5年度は、家庭用燃料電池システム(エネファーム)や窓の断熱改修に対する補助を行い、補助件数は258件でした。

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（令和5年度実績）

補助対象設備等	件数
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	58 件
定置用リチウムイオン蓄電システム	138 件
窓の断熱改修	34 件
太陽熱利用システム	0 件
電気自動車	14 件
プラグインハイブリッド自動車	3 件
V2H※充放電設備	11 件
合計	258 件

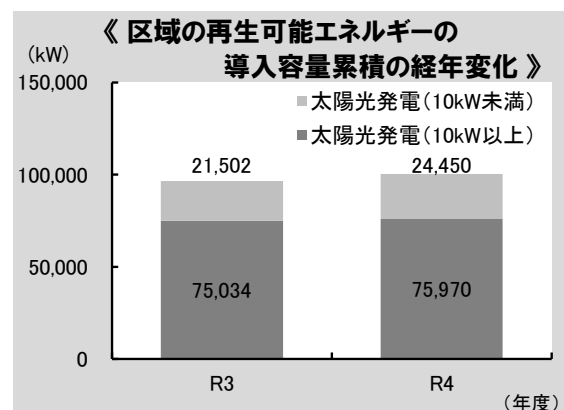
② 再生可能エネルギーの利用促進

重点的な取組 3

令和4年度における市の再生可能エネルギーの導入容量累積は、太陽光発電(10kW未満)が24,450kW、太陽光発電(10kW以上)が75,970kWとなり、増加傾向にあります。

市では、県による太陽光発電設備・蓄電池共同購入支援事業の広報支援を行い、再生可能エネルギーの導入促進を図りました。

また、次期中間処理施設整備事業に伴い、ごみ処理の過程から発生する未利用エネルギーを新たなエネルギー源として活用することを検討しています。令和5年度は、引き続き印西地区環境整備事業組合により、次期中間処理施設の令和10年度稼働に向けて事業が進められています。



③ 環境に配慮したまちづくりの推進

重点的な取組 3

令和5年度は、ふれあいバス6ルートを運行するとともに、宗像路線の実証運行を継続し、ふれあいバス利用者数は、基準年度（令和元年度）値を上回りました。また、市内駅の1日平均乗車人員は前年度（令和4年度）値を上回り、目標値（基準年度値以上）に近づいています。

また、公共交通の利用促進に繋げることを目的として、市内全域を網羅した印西市総合公共交通マップを作成しました。



公共交通の利用促進が二酸化炭素の排出抑制につながります

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
市域の温室効果ガス排出量	600.1 千 t-CO ₂ (H25)	現状以下	709.1 千 t-CO ₂ (R2)	☆
定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数(補助対象分累計)	309 件	700 件	721 件	☆☆☆
ふれあいバス利用者数	245,944 人 (R1)	現状以上	276,498 人	☆☆☆
市内駅の1日平均乗車人員	29,930 人 (R1)	現状以上	28,468 人	☆

備考)「市域の温室効果ガス排出量」については、当該年度のデータを把握できないため、3年度前のデータを実績として報告しています。また、基準年度値については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月、環境省）に基づいて算定し直したため、「第3次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

「定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数（補助対象分累計）」については、令和5年度版印西市環境白書にて公表した令和4年度実績値に誤りがあったため、修正したうえで、令和5年度分の補助件数を加算しています（令和4年度実績値は正しくは583件）。

「ふれあいバス利用者数」と「市内駅の1日平均乗車人員」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を通じて、家庭における省エネルギー化の促進を図るとともに、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充放電設備の導入補助を通じて、家庭におけるモビリティの低炭素化を図りました。

ふれあいバスの利用者は増加傾向にあります。今後もダイヤ改正や運行ルート再編を行いながら、引続き事業を実施します。路線バス事業者への補助については、周辺駅等への交通手段を確保することで、市民の利便性と福祉の向上を図るために、引続き事業を実施します。スワン号の実証実験については、令和5年10月31日を以て終了し、本埜地区を対象としたタクシー利用助成事業の実証実験を開始しました。

また、地域公共交通マップの改訂版作成に向けた検討を行いました。公共交通機関の利用促進については、鉄道事業者・千葉県・沿線自治体等と連携し、利用者の更なる利便性向上と沿線地域の活性化を図っていきます。

4-2 気候変動への適応

I 現況と課題

地球温暖化による気温上昇、またそれに伴う局地的な豪雨の増加、台風の強大化、農作物の品質低下など、気候変動の影響は本市においても例外ではなく、様々な影響が生じています。さらに今後、その影響が長期にわたり拡大するおそれがあります。

これら気候変動の影響を可能な限り回避・低減するための適応策を講じるとともに、市民・事業者への情報提供を行う必要があります。

II 市の取組

① 気候変動の影響への対策

・水環境・水資源

市では、公共下水道事業計画に基づき、浸水対策の推進に努めています。気候の変動により河川水質に変化が生じる可能性があるため、市では、河川や地下水などの水質の定期測定を継続しています。

・自然災害・沿岸域

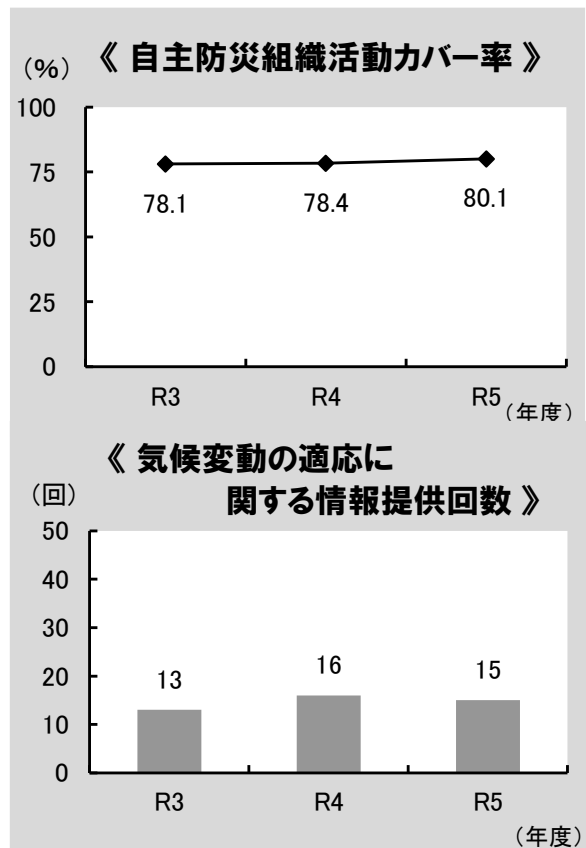
市では、自主防災組織の結成促進や、さらなる活動の充実のため、広報やホームページを通じて防災情報の提供を行うとともに、転入者及び希望者に対してハザードマップの配布を行いました。令和5年度の自主防災組織新規結成数は3組織となりました。また、自主防災組織の代表者向けリーダー研修会を開催し、49名に参加いただきました。

・健康

市では、広報やホームページなどで熱中症の注意喚起や熱中症対策に関する情報提供を行いました。また、佐倉観測所及び我孫子観測所の暑さ指数(WBGT)が33℃以上と予想された時、当日9時頃に防災行政無線や印西市災害伝達ツールなどで、熱中症警戒アラートをお知らせしました。

② 気候変動の影響に対する理解促進

市では、最新の科学的知見とあわせて市民・事業者へ情報提供を行うため、市域における気候変動の影響について、継続して情報収集を行っています。令和5年度の気候変動適応に関する情報提供回数は15回となりました。



Ⅲ 環境指標の状況と評価

環 境 指 標	基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
自主防災組織活動カバー率	80.0 %	現状以上	80.1 %	☆☆☆
気候変動の適応に関する情報 提供回数	10 回	現状以上	15 回	☆☆☆

《総評、今後の方向性》

気候変動への適応については、引き続き市域における気候変動の影響について情報収集を進めるとともに、分野ごとに必要な対策を検討していきます。

雨水処理については、総合的な浸水対策を進めるため、令和 6 年度から内水浸水想定区域図の作成を進める予定となっています。今後はその結果を基に、既存施設の状況を勘案しつつ、適切な時期に整備を行っていきます。

令和 5 年度は、自主防災組織が新規で 3 組織結成されました。さらなる活動の充実のため、ホームページで各種研修の案内や事例紹介を実施しました。また、ハザードマップ・総合防災ブックの配布、広報等による自助・共助等普及啓発も行い、地域防災力の強化を図りました。災害における被害を軽減するには、防災に対する各種対策等の普及啓発が重要であるため、引き続き取組を実施していきます。

令和 5 年度において、千葉県を対象とした熱中症警戒アラートは 7 月 10 日に最初の発表があり、印西市では、7 月 27 日に最初の発表がありました。熱中症警戒アラートの基準値（WBGT33℃）を超えた回数は、佐倉観測所で 5 回、我孫子観測所で 1 回であり、危険な暑さが観測されました。熱中症に関する情報の周知について、千葉県を対象に熱中症警戒アラートが発表された際は、各課連絡にて情報提供を行いました。また、市では、クールシェアスポット※を含めた平時からの熱中症対策を行うとともに、警戒慣れにより市民の方々の危機感が薄まらないよう、印西市周辺観測点に注目して特に警戒が必要な日に絞るなど、メリハリのある警戒呼びかけを行いました。

4-3 市の率先行動の推進

I 現況と課題

市ではこれまで、印西市庁内エコプラン（地球温暖化対策実行計画）に基づき、市の事務事業に係るエネルギー消費の低減に向けて、公共施設における LED 照明の導入などの取組を進めてきました。令和 5 年 3 月には、第 5 次印西市庁内エコプランを策定し、市の事務事業に係る温室効果ガス排出量について、令和 12 年度に平成 25 年度比 50%削減を目指すことを定めました。

今後も引き続き、市が率先して脱炭素社会の実現に向けた取組を実施することで、市全体のエネルギー消費量削減を図っていきます。

II 市の取組

① 公共施設における脱炭素化の推進

重点的な取組 3

令和5年度の市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、基準年度（平成25年度）比で0.8%（約54t-CO₂）減少しました。排出量の減少要因としては、各施設における電気や燃料使用量の減少や、電気の二酸化炭素排出係数の低減などが考えられます。

市の施設では、再生可能エネルギー設備の率先的な導入を推進しており、市役所本庁舎をはじめ8施設に太陽光発電設備を設置しています。今後も、公共施設の新築時や大規模改修時における再生可能エネルギー設備の新規導入を推進していきます。

太陽光発電設備の設置施設

施設名称	設備容量
大森小学校	10kW
市役所(本庁舎)	10kW
松山下公園総合体育館	10kW
内野小学校	20kW
牧の原小学校	45kW
高齢者就労支援センター	10kW
内野保育園	10kW
高花学校給食センター	10.5kW



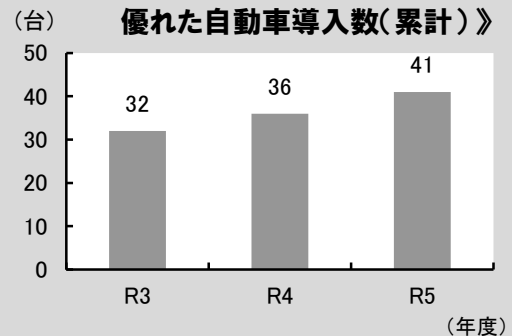
再生可能エネルギー
の導入を推進しています

② エコオフィスの推進

庁内エコプランに基づき、市職員に対する省エネルギーの取組の周知徹底を図りました。令和5年度は庁内エネルギー管理講習を1回実施し、地球温暖化対策に係る職員の意識醸成を図りました。

公用車の購入にあたっては、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の導入に努めました。

《 公用車における環境性能に
優れた自動車導入数(累計) 》



III 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (R2年度現状)	中間目標 (R8年度)	R5年度実績	評価
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	7,070 t-CO ₂ (H25)	6,784 t-CO ₂	7,016 t-CO ₂	☆☆
公共施設における再生可能エネルギー発電設備の導入施設数	5施設	7施設	8施設	☆☆☆
公用車における環境性能に優れた自動車導入数(累計)	28台	43台	41台	☆☆

備考)「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量」の基準年度値については、平成25年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

庁内エコプランに基づき、公共施設の新築工事や改修工事等に伴う LED 照明や太陽光発電設備等の導入を行い、公共施設の脱炭素化を図りました。

公用車の交換購入にあたっては、大気汚染の軽減を目的とし環境に配慮した低排出ガス基準適合車及び燃費効率の良い車両の購入に努めました。

公共施設での電力の調達については、再生可能エネルギー由来の電力利用の促進に注視を行いました。

基本目標 5 パートナースhipを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり

5-1 自ら学び行動する人づくりの推進

I 現況と課題

様々な環境問題を解決していくための第一歩は、一人ひとりが環境の現状を知り、日常生活との関わりを認識することです。市では、環境フェスタやいんざい自然探訪、環境に関する出前講座などを通じて、環境保全に関して、市民・事業者に対する様々な普及・啓発活動を行っています。

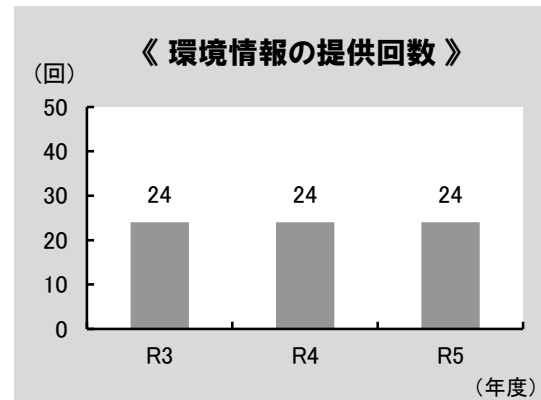
市民・事業者がこれらの環境情報へ容易にアクセスできるよう、情報提供の仕組みを一元化するとともに、幅広い世代を対象に、環境保全について学べる場やプログラムの充実を図る必要があります。特に、将来の担い手となる子どもたちが環境について考え行動することは、保護者や地域全体への波及効果が期待できることから、環境に関する学習内容の充実を図っていきます。

II 市の取組

① 環境情報の一元化と共有

市では、環境基本計画や市内エコプランの年度ごとの取組状況を取りまとめた環境白書を、毎年度発行・公表することで、各種測定データや環境に関する情報を広く周知しています。

令和5年度の環境情報の提供回数は、毎月2回発行される広報全てに掲載を行い、24回となりました（環境情報78件）。このほか、ホームページに58コンテンツの環境情報を掲載しました。



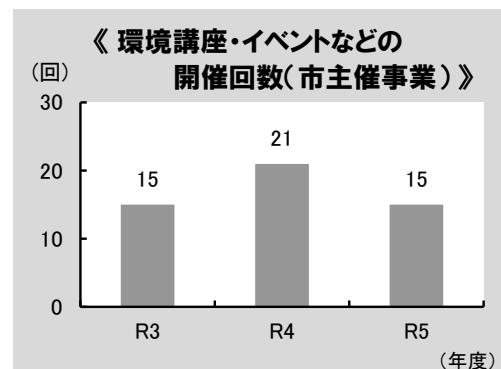
備考)「環境情報の提供回数」は、毎月2回発行される広報による提供回数をカウントしています。

② 環境学習の場と機会の創出

重点的な取組 1, 2

市では、市民・事業者が地域の環境や環境保全活動に関心を持てるよう、環境講座・イベントなどにおいて普及啓発を図っています。令和5年度は市が主催する環境関連イベントを15回実施しました。

将来の印西市を担う子ども達への環境教育の推進を図るため、教育センターにて、環境に関する各種講座を実施しています。令和5年度は、里山観察会とオンライン科学実験教室を実施しました。学校においては環境に関する学習の充実を図るとともに、小中学校の図書室では、環境教育に関する蔵書の紹介や活用に関する支援を行いました。



市民の学習ニーズや年齢層に合わせて、環境をテーマとする市民アカデミーや出前講座の実施を推進しています。中央公民館では、手賀沼について学び、地域への理解や、ふるさと意識を育みながら、これからのまちづくりを考えてもらう機会をつくることを目的に、手賀沼の環境・浄化対策についての講義や、手賀沼の船上観察を行いました。中央駅前地域交流館では「おさがりマルシェ」を交流館施設で開催し、3R 意識の定着を目指す機会を提供しました。本埜公民館では、夏に「ホタル観察会」、



中央公民館の主催で
「手賀沼講座」を実施

「蝶とトンボの観察会」を実施し、自然環境への関心や理解を深める機会を提供しました。印旛歴史民俗資料館では、印旛沼の環境、動植物に関するパネルや漁の道具等の常設展示のほか、関係書籍の配架などにより、印旛沼の理解を深める機会を提供しました。大森図書館では、「エコな生活」をテーマに、関連する本を集めて展示し、環境問題について考える機会を提供しました。

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環 境 指 標	基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
環境情報の提供回数	24 回	現状維持	24 回	☆☆☆
環境講座・イベントなどの開催回数(市主催事業)	22 回(R1)	現状以上	15 回	☆
学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数	27 校(全校)	全校を維持	27 校(全校)	☆☆☆

備考)「環境講座・イベントなどの開催回数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

印西市環境白書を発行するとともに、市の広報・ホームページを通じた環境情報の発信に努めました。今後も引き続き、わかりやすい環境情報の発信手法を検討します。

令和 5 年度は、そうふけふれあいの里改修工事に伴う教育センターの一時移転のため、例年実施している環境教育に関する取組を縮小して行いました。科学実験教室では温度センサーとプログラミングを活用して熱中症アラームを作成し、実生活に役立つ技術を学ぶ機会を設けることができました。今後も市内小中学生の環境に対する意識を高めるための取組を継続していきます。また、各小中学校とも連携を図り、学習内容の充実を図ります。

公民館においては、各施設において、環境に関する理解を深める講座を実施し、市民に対して環境学習の機会の提供に努めました。また、大森図書館にて、「エコな生活」をテーマにした展示を実施しました。

5-2 環境配慮行動の推進

I 現況と課題

市内の環境をより良いものとするには、市民・事業者が環境配慮行動を実践するとともに、行政と連携した環境保全活動を行っていくことが大切です。市では、自発的に環境保全活動に取り組む市民活動団体等を支援してきました。

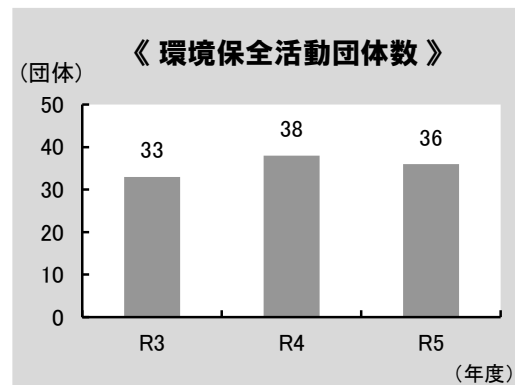
今後も、環境保全活動に取り組む NPO・市民活動団体などを積極的に支援するとともに、環境保全に意欲のある人々と環境保全活動団体を橋渡しするネットワークを構築すること、様々な主体が連携する環境保全活動の活性化を図る必要があります。

II 市の取組

① 各主体における環境配慮行動の推進

重点的な取組 1, 2

市内で活動している環境保全活動団体数は36団体となりました。依然として、団体構成員の高齢化に伴い、団体を維持することが困難な状況が続いています。市では、協働事業の実施や行事の広報支援を通じて、環境保全活動を行う市民活動団体に対する支援を行いました。令和5年度は環境に関する協働事業を2事業実施しました。



市では、市民の環境配慮行動を促すきっかけとして、いんざい自然探訪や子ども里山学校等の環境に関する各種イベントを開催しました。

また、市民・事業者の環境行動指針について、ホームページに掲載し周知を図るとともに、イベントにおける啓発やリーフレット配布などを通じて、市民・事業者による環境配慮行動の実践を促しました。



印西市環境行動指針

② 各主体間の連携促進

市民・事業者・市が協働し、様々な立場から意見交換をする場として印西市環境推進会議を設置しています。令和5年度は環境推進市民会議を8回開催し、里山、谷津、耕作放棄地等の視察や、イベントにおける環境行動指針の啓発活動などを実施しました。



環境推進市民会議

このほか、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民と市が互いに協力・連携しながら、地域社会のさまざまな課題解決や市民ニーズの充足に向けて取り組む企画提案型協働事業※や、市民活動団体・事業者主体の公益的なまちづくり活動を支え育てていく公益信託印西市まちづくりファンド※など、さまざまな形で市民活動の支援を実施しています。



武西の里山で市民活動団体との協働事業を実施

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環 境 指 標	基準年度 (R2 年度現状)	中間目標 (R8 年度)	R5 年度実績	評価
環境保全活動団体数	33 団体	現状以上	36 団体	☆☆☆
市民・事業者との協働による 環境保全活動実施回数	9 回	現状維持	9 回	☆☆☆
環境配慮行動指針リーフレットの 配布数	500 部	現状以上	330 部	☆

《総評、今後の方向性》

環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すため、環境行動指針の普及啓発を行いました。また、市民活動団体との協働事業を通じて、多様な主体間の連携による環境保全活動の実践に努めました。